

マイナンバーカードを 健康保険証として 利用しましょう

登録をすれば、医療機関や薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。マイナンバーカードの取得と健康保険証利用をぜひご検討ください。



マイナ保険証のメリット

- 特定健診や薬の情報が共有され、より適切な医療が受けられます。
- 高額療養費の限度額を超えた場合に窓口での一時支払いが不要になります。
- 転職などをしても新しい健康保険証の発行を待たずに使い続けられます。

健康保険証は2024年12月2日に新規発行が終了しました。

- お手元にある健康保険証は、その時点から最長1年間※使用することができます。
※有効期限が2025年12月1日より前の場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限までとなります。
- マイナンバーカードを取得していない場合などには「資格確認書」を提示すれば保険診療を受けられます。

窓口で簡単！医療機関での登録方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、登録が必要です。

1 マイナンバーカードを専用のカードリーダーに置いてください。

2 顔認証または4桁の暗証番号で本人確認をしてください。

顔認証 or 暗証番号

顔全体を映してください

暗証番号を入力してください

1	4	9
5	7	0
8	6	3
取消	訂正	2

3 案内に沿って、健診・服薬情報の利用について確認してください。

過去の手術以外の診療・お薬情報の提供に同意しますか？ この情報はあなたの診療や健康管理のために使われます	(40歳以上対象) 過去の健診情報の提供に同意しますか？ この情報はあなたの診療や健康管理のために使われます
<input type="button" value="同意する"/> <input type="button" value="同意しない"/>	<input type="button" value="同意する"/> <input type="button" value="同意しない・40歳未満の方"/>

4 利用規約を確認、同意して登録完了です。忘れずにカードをおとりください。